

釧路市上下水道事業審議会について

○釧路市上下水道事業審議会条例

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、公共的団体等の代表者、学識経験者、使用者代表及び公募に応じた者のうちから市長が委嘱する。

○委員就任状況（15名）

平成31年2月19日現在

公共的団体等の代表者	8名	商工会議所、連合町内会、女性団体連絡協議会 等
学識経験者	2名	大学教授、税理士
使用者代表	3名	料理飲食業生活衛生同業組合、浴場組合 等
公募に応じた者	2名	

釧路市上下水道事業審議会について

○料金改定を見据え、水道事業の経営・料金のあり方について集中審議（2か月間で6回）を行った。

審議会での意見

資産維持費の導入は、将来世代との負担の公平化のためにも必要

参考

日本水道協会の標準の資産維持率にとらわれることなく、釧路市の実情に合った導入のあり方を検討すべき

参考

大幅な改定となることから、一般会計の負担による料金軽減策を講じるべき

参考

施策に反映

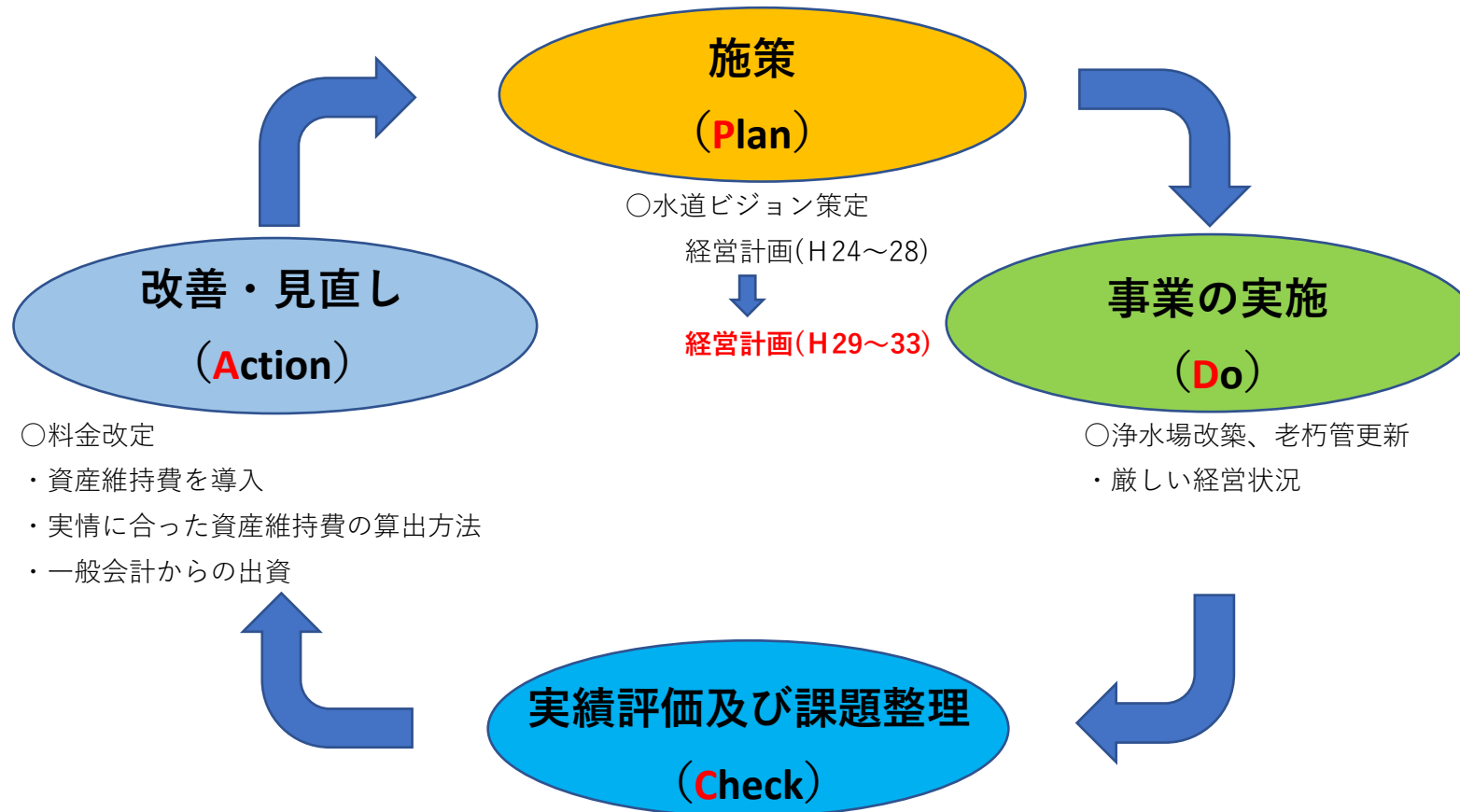
料金改定時に、資産維持費を導入

老朽管更新計画の財源確保に特化した方法によって、資産維持費を算出

一般会計から繰出基準に基づく出資を行うことで、独立採算制の原則から外れることなく改定率の抑制を図る

釧路市上下水道事業審議会について

○水道ビジョン・経営計画の施策の推進における「PDCA」マネジメントサイクルに対する審議会の関わり



○経営・料金のあり方についての審議会議論

【審議会委員】「資産維持費の導入は、将来世代との負担の公平化のためにも必要」

【審議会委員】「日本水道協会の標準の資産維持率にとらわれることなく、釧路市の実情に合った導入のあり方を検討すべき」

【審議会委員】「大幅な改定となることから、一般会計の負担による料金軽減策を講じるべき」